

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 下鎌田橋補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	工期780日と余裕期間120日間の解釈について	特記仕様書21. 工期に記載されています、余裕期間120日間ですが、この余裕期間は工期(契約保証取得の日の翌日から780日)に含まれるのでしょうか？	そのとおりです。
2	工期780日と余裕期間120日間の解釈について	図面の参考-1. 工程表には、26ヶ月(780日)の工程月があり、準備工4ヶ月が計上されています。この4ヶ月は着手後の準備工と解釈して宜しいのでしょうか？もしくは、この4ヶ月は余裕期間の120日間との解釈になるのでしょうか？	余裕期間と準備工を合わせての120日間です。
3	工期780日と余裕期間120日間の解釈について	工期についてですが、着手日から780日間と考えて宜しいのでしょうか？	入札公告「1. 拡大型指名競争入札に付す事項」に示すとおり、契約保証取得の日の翌日から780日間となります。
4	部分使用について	特記仕様書17. 部分使用に記載されています、令和4年1月の使用開始時期ですが、この使用開始時期を考慮し工程を考えますと、前月12月末までに検査を終える必要が御座います。その際、余裕期間120日間を取得し、着手することを考えますと、12月末までに検査を終える事は非常に困難で御座います。この記載されています使用開始時期は着手日より変更する事は可能でしょうか？使用開始時期の変更が可能でない場合、余裕期間は必然的に取得する事が出来なくなると考えた方が宜しいのでしょうか？	部分使用開始時期の変更は原則としてできません。部分使用検査は、使用開始時期(令和4年1月末)までに検査を終えるものとお考えください。余裕期間については貴社の施工計画に基づきお考えください。